

介護老人保健施設 ハートケア横浜

施設サービス 重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称	医療法人社団 愛友会		
代表者職氏名	理事長 中村 康彦		
法人の所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号		
電話番号	048-773-1115	FAX番号	048-773-7003
運営する主な他の事業者・サービス内容	名称：上尾中央総合病院 開設日：昭和39年12月1日 病床数：733床（一般633床、回復期53床、ICU・CCU22床、感染症9床）		

2 事業所の概要

事業所名	医療法人社団愛友会 介護老人保健施設 ハートケア横浜		
事業所の所在地	神奈川県横浜市西区高島1丁目4-18		
電話番号	045-440-0722	FAX番号	045-440-0723
介護保険事業所番号	1450380006		
指定年月日	平成15年4月1日		
管理者氏名	高橋 悟		
併設サービス内容	介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション 居宅介護支援事業所		

3 施設の職員体制（2024.8.1現在）

	常勤	常勤 兼務	非常勤	非常勤 兼務	業務内容
医師		1	2	3	利用者の病状・心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う
薬剤師			2		医師の指示に基づき調剤、施設で保管する薬剤管理、利用者に対し服薬指導を行う。
看護職員	13		3		医師の指示に基づき医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
介護職員	65		12		利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

支援相談員	5				利用者及びその家族からの相談に応じ、施設利用に関する面談・見学対応及び諸手続きから退所までの支援を行う。
理学療法士		8		1	リハビリテーションプログラムの作成、機能訓練の実施に際し指導を行う。
作業療法士		6		1	
言語聴覚士		4			
管理栄養士	3				献立の作成・栄養指導・嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う
歯科衛生士			1		歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として、歯・口腔の健康づくりを支援する。
介護支援専門員		3		1	利用者の施設サービス計画の原案を立てる、要介護認定、要介護認定更新の申請手続きを行う。また、ボランティアの受け入れや指導を行い、地域との関わりと連携を図る。
事務職員	7		6		事務長の指導監督のもと、総務・医事・経理業に従事する。

4 入所定員等

定員 150名（一般療養棟 104名、認知専門棟 46名）

療養室 個室10室、2人室2室、4人室34室

5 併設サービス

- ・短期入所療養介護

＊要介護1以上と認定された方が利用できるサービスです。

- ・介護予防短期入所療養介護

＊要支援1・2と認定された方に利用できるサービスです。

- ・通所リハビリテーション

＊要介護1以上と認定された方が利用できるサービスです。

（長時間型：6時間以上7時間未満／短時間型：1時間以上2時間未満）

- ・介護予防通所リハビリテーション

＊要支援1・2と認定された方に利用できるサービスです。

- ・訪問リハビリテーション

＊要介護1以上と認定された方が利用できるサービスです。

- ・介護予防訪問リハビリテーション

＊要支援1・2と認定された方に利用できるサービスです。

- ・居宅介護支援事業所

＊介護支援専門員が在宅の要介護者に介護保険サービスの支援を行います。

6 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分1割です）

	項目	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	介護保健施設サービス（個室）	845円	1690円	2535円
	介護保健施設サービス（二・四人部屋）	934円	1868円	2802円
要介護2	介護保健施設サービス（個室）	926円	1851円	2776円
	介護保健施設サービス（二・四人部屋）	1016円	2031円	3046円
要介護3	介護保健施設サービス（個室）	995円	1990円	2985円
	介護保健施設サービス（二・四人部屋）	1088円	2175円	3262円
要介護4	介護保健施設サービス（個室）	1056円	2112円	3168円
	介護保健施設サービス（二・四人部屋）	1150円	2299円	3448円
要介護5	介護保健施設サービス（個室）	1115円	2230円	3345円
	介護保健施設サービス（二・四人部屋）	1206円	2412円	3618円

*利用者負担減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額になります。

*保険料の滞納等により、当施設に直接介護保険給付が行われない場合がありますので、その場合、利用料金の全額をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えに領収書とサービス提供証明書を発行いたします

*サービス提供票証明書は、利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

加算項目	単位	金額			算定要件
		1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	1日	26円	52円	78円	入所者に対して夜勤を行う介護職員・看護職員を適正に配置している場合に加算
短期集中リハビリテーション実施加算（I）	1回	277円	554円	830円	入所後3ヶ月間に限る。状態の維持、改善に向けた集中的なリハビリテーションを実施し、且つ月1回以上ADL等の評価を行うとともに、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリ計画を見直した場合に算定
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）	1回	258円	515円	772円	入所後3ヶ月間に限る。認知症の方で生活改善に向けた集中的なリハビリテーション実施且つ入所者が退所後生活する居宅または施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合に算定
認知症ケア加算〔専門棟のみ〕	1日	82円	163円	245円	認知症専門棟入所の場合に加算

若年認知症入所者受入加算	1日	129円	258円	386円	若年性認知症者の場合に加算
外泊時費用	1日	389円	777円	1165円	外泊された場合は、1月に6日を限度として加算。外泊の初日及び最終日は、入所日同様の扱いとなり、加算されません
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	1日	858円	1716円	2573円	外泊された場合は、1月に6日を限度として加算。外泊の初日及び最終日は、入所日同様の扱いとなり、加算されません
ターミナルケア加算 31-45	1日	78円	155円	232円	お亡くなりになった日の以前31日以上45日以下
ターミナルケア加算 4-30	1日	172円	344円	515円	お亡くなりになった日の以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算 2-3	1日	976円	1952円	2927円	お亡くなりになった日の前日及び前々日
ターミナルケア加算 1	1日	2037円	4074円	6111円	お亡くなりになった日当日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	1日	55円	110円	165円	在宅復帰率・ベッド回転率・入退所前後訪問指導・居宅サービスの実施数、リハビリ職・支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養等の実施割合、実施数を評価した場合に加算
初期加算（Ⅰ）	1日	65円	129円	193円	急性期医療を担う医療機関の一般病棟へ入院後30日以内に退院（入所）した日から起算して30日以内の期間について加算する
初期加算（Ⅱ）	1日	33円	65円	97円	入所した日から起算して30日以内の期間について加算する
退所時栄養情報連携加算（1回限度）	1回	76円	151円	226円	別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際に医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算
再入所時栄養連携加算（1回限度）	1回	215円	429円	644円	特別食等を必要とする者であること。退所した利用者が再度入所し、施設の管理栄養士が連携する病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合に加算

入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)	1回	483円	965円	1448円	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)	1回	515円	1030円	1544円	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画13の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	1回	536円	1072円	1608円	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅、又は社会福祉施設等において、当該入所者の診療状況を示す文書を添えた場合に加算
入退所前連携加算(Ⅰ)	1回	644円	1287円	1930円	入所予定30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に加算
入退所前連携加算(Ⅱ)	1回	429円	858円	1287円	入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、診療状況を示す文書を添えて、必要な情報を提供し、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算
訪問看護指示加算	1回	322円	644円	965円	入所者の退所時に、当該施設医師が診療に基づき、指定訪問看護の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に加算
協力医療機関連携加算 (1)(R6年度まで)	1月	108円	215円	322円	協力医療機関と入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合に加算
協力医療機関連携加算 (1)(R7年度から)	1月	54円	108円	161円	協力医療機関と入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合に加算

栄養マネジメント強化加算	1日	12円	24円	36円	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施しており、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出する場合に加算
経口移行加算	1日	31円	61円	91円	医師の指示に基づき、各職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による摂取による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対して以内の期間に限り加算
経口維持加算Ⅰ	1月	429円	858円	1287円	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して医師または歯科医師の指示に基づき、各職種が共同して、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師または歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算
経口維持加算Ⅱ	1月	108円	215円	322円	経口維持加算（Ⅰ）の内容に、言語聴覚士が加わった場合に加算
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月	118円	236円	354円	口腔ケア・マネジメント計画により管理している場合に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算

療養食加算	1食	7円	13円	20円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	1回	151円	301円	451円	<p>① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講</p> <p>② 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治医に説明し、合意している。</p> <p>③ 入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と主治医が共同し、入所中に処方内容を総合的に評価・調整し、療養上必要な指導を行う。</p> <p>④ 入所中に処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行う。</p> <p>⑤ 入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の状態等について、退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、診療録に記載する。上記を満たした場合に算定</p>
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	1回	76円	151円	226円	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件①、④、⑤を満たしていること。入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。上記を満たした場合に算定
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	1回	258円	515円	772円	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定していること。当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	1回	108円	215円	322円	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している場合に加算

緊急時治療管理	1回	556円	1111円	1666円	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を実施した場合に加算
所定疾患施設療養費Ⅱ	1回	515円	1030円	1544円	肺炎、尿路感染症、蜂窩織炎、带状疱疹又は慢性心不全の憎悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に、1月に1回連続する10日間に限り、加算
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月	161円	322円	483円	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に加算
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月	129円	258円	386円	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に加算
認知症行動心理症状緊急対応加算	1回	215円	429円	644円	医師が、認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し、入所した場合に、入所後7日間に限り加算
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算（Ⅰ）	1月	57円	114円	171円	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月	4円	7円	10円	入所時に、入所者ごと褥瘡の発生と関連リスクについて、評価を3カ月に1回の頻度で行い、その内容をLIFEを用いて厚生労働省に提出している。褥瘡の発生リスクがある入所

					者ごとに、多職種協働（医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員など）で褥瘡ケア計画を作成している場合に加算
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月	14円	28円	42円	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）を満たし、褥瘡の発生リスクがある入所者において、褥瘡が発生しない場合に加算
排せつ支援加算（Ⅰ）	1月	11円	22円	33円	①入所時に医師または看護師が要介護状態について評価し、6カ月に1回の頻度で行い、情報を厚生労働省に提出。 ②①の結果に基づいて、医師や看護師、介護支援専門員などが共同して支援計画を作成し、支援を継続して実施。 ③3カ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している場合に加算
排せつ支援加算（Ⅱ）	1月	17円	33円	49円	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たし、入所時と比較して、排尿または排便の状態のいずれかが改善している場合に加算
排せつ支援加算（Ⅲ）	1月	22円	43円	65円	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たし、入所時と比較して、排尿または排便の状態のいずれかが改善している場合に加算
自立支援推進加算	1月	322円	644円	965円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。医学的評価に基づき、少なくとも3月1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切16かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月	65円	129円	193円	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を

					見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報も厚生労働省に提出している場合に加算
安全対策体制加算（入所中1回）	1回	22円	43円	65円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時につき1回加算
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月	11円	22円	33円	協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応し、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に加算
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月	6円	11円	17円	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に加算
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1月	24円	48円	71円	福祉士が80%以上配置されている又は、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合に加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月	—	—	—	介護職員等の処遇改善の為、サービスの総単位数の7.5%の単位数を加算

(2) その他の料金

① 食費（1日当り） 1,980円*

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）1日当り*

- ・従来型個室 2,230円
- ・多床室 670円

（ただし、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担額説明書）をご覧ください。

- ③ 特別な室料（1日当り）【税込み】
 - ・ 特別室 2,750 円
 - ・ 個室 1,650 円
 - ・ 2人室 1,100 円
- ④ 理美容代 実費：(2,000 円～6,000 円程度)
- ⑤ その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

*1ヶ月の利用料計算方法

$$\text{〇〇〇単位} \times \text{【地域加算】} \times 0.1 \sim 0.3 = \text{【合計金額】}$$

$$\text{【合計金額】} + \text{【加算料金} \times \text{加算日数】} + \text{【保険外サービス料金】} = \text{【合計金額】}$$

7 支払い方法

- (1) 毎月10日過ぎに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。）

8 介護老人保健施設 ハートケア横浜の運営方針

- (1) 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (3) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- (4) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (6) 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインにはかり、当施設が知り得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に掛かる以外の利用は、原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- (7) サービス提供にあたり、利用者にとって不適切な方法と判断される行為への対応は行いません。
- (8) サービス提供にあたり、人員配置や業務上の都合等で、利用者又は扶養者からの無理な要求には対応できません。
- (9) サービス提供にあたり、介助時に危険を伴う方法等への要求には対応できません。

9 従業員の研修

当施設では、職員の資質向上のために研修の機会を次の通りとします。

- ① 採用時研修、採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修、月 2 回

10 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でお取りいただきます。）
 - 朝食 8:00～
 - 昼食 12:00～
 - 夕食 18:00～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に 2 回以上ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態の応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則 2 回／月）
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

11 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、月～金は午前 10 時から午後 7 時まで、土日祝日は午前 10 時から午後 6 時になります。
- ・消灯時間は、午後 9 時になります。
- ・外出・外泊は、その都度、外出（泊）先、用件、帰着予定日時などを所定の用紙に記載し、施設長の許可を受けてから行います。
- ・飲酒・喫煙は禁止となります。
- ・火気の取扱いは、厳重に注意して下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、その部署の施設職員の許可を受けてから持ち込むようにして下さい。（原則、刃物・食べ物の持ち込みは禁止とします。）
- ・金銭・貴重品は、極力持ち込まないで下さい。

- ・所持品（義歯・補聴器・メガネ含む）・備品・金銭・貴重品等、利用者の方が自己管理している物の破損・紛失等については施設での保障できませんので、ご了承下さい。
- ・外泊時等の施設外での受診は、事前に施設に連絡をして指示を受けて下さい。
- ・施設内へのペットの持ち込みは禁止となります。
- ・職員へのお心遣いをご遠慮下さい。（お持ち頂いても受け取れません。）

1 2 事故発生時の対応

サービス提供にあたり、事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要とされた場合に、協力医療機関、または他の専門的機関での診療を依頼します。当施設は利用者の家族等利用者または扶養者が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

1 3 継続判定（居宅における生活への復帰の可否を検討するなど）会議

当施設は、介護保険法第8条に準じ、次に掲げる入所者の心身の状況や退所後に置かれる環境等を十分に検討した上で退所を決定し、また必要な援助を行います。

- ・要介護認定において、自立もしくは要支援1又は要支援2と認定された場合
- ・要介護状態等の改善が認められ、且つ入所者及びその家族が退所を希望される場合
- ・感染症などで、医学的管理の必要性が増大し、施設での介護や集団生活が困難と認められる場合

（退所に関する留意事項）

- ①退所の判断：退所の判断に際しては、入所者の機能や健康状態の安定性を検証するとともに、退所後の在宅における介護力や介護環境、あるいは地域における居宅サービスの提供体制等を十分に確認いたします。
- ②退所に向けた支援：円滑な退所に向けて、事前に介護者に対して必要な介護技術の指導を行うとともに、入所者及び介護者等への精神的ケアを行います。また、退所者が軽費老人ホームや認知症高齢者グループホーム等への入居を希望する場合は、施設の選定や経済的負担等に関する適切な助言を行います。

1 4 入所中の病院への入院、通院の扱い（他科受診）

- ①入所者の傷病の状況からみて、当施設では必要な医療を行うのが困難となった場合には、保険医療機関の医療を受けさせることとなります。具体的には、当施設の医師が、入所者の状況から判断して、協力病院やその他の医療機関へ入院させるか、あるいは通院させるなどの措置を講じます。よって、入所者の状況をみることなく、不必要に医療機関に通院させることはありません。
- ②当施設入所中に他の保険医療機関を受診（他科受診）した場合であって、診療内容が医療保険請求されるものについては、一般の患者と同様に患者負担（後期高齢者医療の一部負担金）が発生します。この一部負担金については、すべて入所者負担となりますので、ご理解下さい。

1.5 歯科医療機関への受診

歯科医療については、医科の場合のような往診・通院に関しての当施設での療養と保険診療との間の調整は原則として行いません。なお、入所者に対する歯科診療の適切な提供については、協力歯科医療機関等を利用（往診・通院）することで確保します。また、往診等を行う歯科医療機関からの歯科医は、当施設の医師に事前に状況確認を行います。

協力歯科	・名称	ホワイトデンタル ふれあいの丘クリニック
	・住所	横浜市都筑区見花山1-4-7
	・名称	医療法人社団桜風会 フロールさくら歯科
	・住所	神奈川県横浜市中区山田町8-1 フロール山田町第3

1.6 調剤薬局の利用

当施設の医師は、保険医療機関における保険医ではありませんので、入所者に対して医療保険上の処方箋を交付できません。また、当施設の入所者を診療した保険医療機関の保険医は特段の場合を除き、保険薬局での調剤または治療剤の支給を目的とする処方箋を交付いたしません。

1.7 緊急時の対応

サービス提供にあたり、体調の急な変化などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、利用者および扶養者が指定する代理人に連絡します。施設医師の医学的判断により受診が必要と認められる場合、協力医療機関または他の専門機関での診療を依頼することがあります。

協力医療機関	・名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院
	・住所	横浜市中区山下268
	・名称	亀田病院
	・住所	横浜市西区御所山町77
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

1.8 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、各階職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊

を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・風水害・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

19 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当窓口	介護看護部 白木 純子（看護師） 支援相談員 渡邊 真理子（社会福祉士） 電話番号 045-440-0722 FAX 番号 045-440-0723 対応時間 9:00～17:30
------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

名称	横浜市健康福祉局高齢施設課
所在地	〒231-0017 横浜市中区本町 6-50-10
電話番号	045-671-3923
名称	横浜市西区高齢・障害支援課 高齢・障害支援係
所在地	〒220-0051 横浜市西区中央 1-5-10
電話番号	045-320-8491
名称	神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険相談課
所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町 27-1
電話番号	045-329-3447

【 説明確認欄 】

年 月 日

上記の重要事項を説明しました。

(事業者) 事業者名 介護老人保健施設 ハートケア横浜

説明者 _____

上記の通り説明を受けました。

(利用者) 氏 名 _____

{ 代理人又は身元引受人
氏 名 _____ }

内容を承諾し、重要事項説明書を受領しました。

(受領者) 氏 名 _____

{ 代理人又は身元引受人
氏 名 _____ }